



### 新たに子どもが生まれた時や、転入した時は児童手当の申請を



☑中学校修了前まで(15歳になった最初の3月31日まで)の児童を養育している方 ※所得制限あり  
 ④手当月額 ▷3歳未満=1万5,000円  
 ▷3歳以上~小学校修了前、第1・2子=各1万円、第3子以降=1人につき1万5,000円  
 ▷中学生=1万円 ▷所得制限限度額以上の方=一律5,000円  
 ⑤印鑑、金融機関の口座番号が分かる物、マイナンバー(個人番号)確認書類と本人確認書類、厚生年金・共済組合に加入している方は、健康保険被保険者証の写しか年金加入証明書、平成27年1月2日以降に転入した方は、前住所地の平成27年度所得課税証明書  
 ⑥こども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所へ。※公務員は原則、勤務先で申請を  
 ⑦こども家庭課(☎231-1928)

### ひとり親(母子・父子)家庭等医療費を助成します

☑ひとり親(母子・父子)家庭の児童や、母・父に要した医療費のうち、保険診療内の自己負担分  
 ▼市民税所得割非課税世帯18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父・母・養育者と児童  
 ▼児童扶養手当受給者と同様の所得水準の世帯11小学校卒業までの児童のみ  
 ▼所得制限なし11義務教育就学前児のみ  
 ⑧健康保険証、印鑑、ひとり親家庭を証明する物(児童扶養手当証書、民生委員の証明など)、平成27年1月2日以降転入の方は、平成27年度所得課税証明書(転入家族全員分) ⑨こども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所へ。

### ひとり親(母子・父子)家庭相談窓口をご利用ください

突然配偶者を失った方、離婚などでひとり親家庭となった方、現在離婚を検討中の方、生活していく上で不安や悩みを一人で抱えていませんか。今後の生活や就職などについて専門の支援員が相談に応じ、就労支援・給付・貸し付け・専門機関への案内など、一人ひとりを支援します。※秘密厳守 ※面接希望者は事前に電話予約を  
 ⑩受付時間11平日の午前9時~午後4時  
 ⑪こども家庭課(☎231-1358)



## 保険・年金

- 各総合支所市民生活課
- ▽菊川(☎287-4003)
  - ▽豊田(☎766-2180)
  - ▽豊浦(☎772-4023)
  - ▽豊北(☎782-1922)

### はり・きゅうの施術補助には利用者証が必要です

国民健康保険の被保険者が、はり・きゅうの施術補助を受けるときは「はりきゅう事業利用者証」が必要です。4月1日以降に利用する場合は、新しい利用者証の交付を受けてください。



### 平成28年度の国民年金保険料と学生納付特例の申請

4月から国民年金保険料が月額1万6260円になります。納付が困難な学生には「学生納付特例制度」があります。申請時点の2年1カ月前まで、学生期間をさかのぼって申請ができます。平成27年度に承認されて継続の申請はがきが届いた方は、記入し

て返送(申請)してください。※承認された期間は、年金額の計算には算入されませんが、受給資格期間には算入されます  
 ⑫下関年金事務所(☎238-0071)、各市保険年金課(☎231-1931)、各総合支所市民生活課

☑市内に住所がある、昭和26年5月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービスを希望する方 ⑬介護保険被保険者証、本人確認できる書類 ⑭介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。  
 ⑮介護保険課(☎231-3184)、各総合支所市民生活課  
 ▼菊川(☎287-4006) ▼豊田(☎766-2687) ▼豊浦(☎772-4021) ▼豊北(☎782-1924)

●国保に加入するのはどんなとき?  
 ▼他の市町村から下関市に転入したとき ▼会社の健康保険をやめたときか扶養を外れたとき ▼国保加入者に子どもが生まれたとき ※届け出が遅れると医療費が全額自己負担となり、保険料をさかのぼって納めなくてはなりません  
 ●国保を脱退するのはどんなとき?  
 ▼下関市から他の市町村に転出したとき ▼会社の健康保険に加入したときか、扶養になったとき ▼国保加入者が死亡したとき ※届け出が遅れると、脱退の手続きを行うまで保険料の請求が続きます。そのまま国保の保険証で病院にかかると、国保が負担した医療費を返していただくことになりません ※75歳到達により国保から後期高齢者医療に移行する方は、国保脱退手続きは必要ありません  
 ⑯保険年金課、各総合支所市民生活課、各支所へ。

☑国民健康保険加入者で35歳以上の方 ⑰本人負担額 ①標準コース11万1660円 ②脳ドック付コース11万9760円 ③①②下関市医師会病院、市立市民病院、市立豊田中央病院、山口県済生会豊浦病院、下関医療センター、済生会下関総合病院、関門医療センター、山口総合健診センター(山口市) ④市立市民病院、下関医療センター ※同年度内に特定健診と人間ドック両方の受診不可  
 ⑱国民健康保険証 ⑲保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。  
 ⑳保険年金課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課

●国保に加入するのはどんなとき?  
 ▼他の市町村から下関市に転入したとき ▼会社の健康保険をやめたときか扶養を外れたとき ▼国保加入者に子どもが生まれたとき ※届け出が遅れると医療費が全額自己負担となり、保険料をさかのぼって納めなくてはなりません  
 ●国保を脱退するのはどんなとき?  
 ▼下関市から他の市町村に転出したとき ▼会社の健康保険に加入したときか、扶養になったとき ▼国保加入者が死亡したとき ※届け出が遅れると、脱退の手続きを行うまで保険料の請求が続きます。そのまま国保の保険証で病院にかかると、国保が負担した医療費を返していただくことになりません ※75歳到達により国保から後期高齢者医療に移行する方は、国保脱退手続きは必要ありません  
 ⑯保険年金課、各総合支所市民生活課、各支所へ。

☑国民健康保険加入者で35歳以上の方 ⑰本人負担額 ①標準コース11万1660円 ②脳ドック付コース11万9760円 ③①②下関市医師会病院、市立市民病院、市立豊田中央病院、山口県済生会豊浦病院、下関医療センター、済生会下関総合病院、関門医療センター、山口総合健診センター(山口市) ④市立市民病院、下関医療センター ※同年度内に特定健診と人間ドック両方の受診不可  
 ⑱国民健康保険証 ⑲保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。  
 ⑳保険年金課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課

